

第 2 部

牧之原市第 5 期障がい福祉計画

牧之原市第 1 期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月から施行されます。この法律では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子ども支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期牧之原市障がい福祉計画」を展開し、計画的な事業の推進を行ってきました。その計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の基本指針や県の目標を踏まえて「第5期牧之原市障がい福祉計画」を策定しました。また、今般の児童福祉法の改正に基づき、「第1期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

2 計画の位置付け

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画で、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値と必要なサービス見込量を定める計画です。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく計画で、「第5期牧之原市障がい福祉計画」と一体的に作成するものとします。

3 計画の期間

「第5期牧之原市障がい福祉計画」及び「第1期牧之原市障がい児福祉計画」は、平成30年度を初年度として平成32年度までの3年間を計画期間とします。平成32年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

第2章 計画の成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

◇国の基本指針

項 目	平成32年度目標
施設入所者の削減	平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減
施設入所者の地域移行	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	45人	平成29年3月31日時点の入所者
平成32年度末時点の入所者数（B）	43人	平成33年3月31日時点の入所者目標数
【目標値】 施設入所者の削減見込数 （削減率）（A-B）	2人 (4.4%)	第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ等を踏まえ、平成32年度末までの施設入所者の削減見込数を2人(4.4%)とします。
【目標値】 地域生活への移行者数 （累計率）	4人 (9.0%)	サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を4人(9.0%)とします。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

◇国の基本指針

項 目	平成32年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに、圏域及び全ての市町村ごとに協議の場を設置

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	設置準備に係る協議を含め、平成31年度末までに市に協議の場を設置します。

3 地域生活支援拠点等の整備

◇国の基本指針

項 目	平成32年度目標
地域生活支援拠点の整備	平成32年度末までに各市町村または圏域に少なくとも1つ整備

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	地域生活支援拠点等が担う機能や効果等について圏域で検討を行い、平成32年度末までに市または圏域での拠点整備を目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

◇国の基本指針

項 目	平成32年度目標
福祉施設から一般就労への移行	平成28年度実績の1.5倍以上の増加
就労移行支援の利用者数	平成28年度末の実績から2割以上の増加
就労移行支援の事業所ごとの移行率	利用者の就労移行率が30%以上の事業所が全体の50%以上
就労定着支援による職場定着率【新規】	就労定着支援事業を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上

(1) 福祉施設から一般就労への移行

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	2人	平成29年3月31日時点の移行者
【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、平成32年度中の一般就労移行者数を3人(1.5倍)とします。

(2) 就労移行支援の利用者数

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
平成28年度就労移行支援の利用者数	5人	平成29年3月31日時点の利用者
【目標値】 平成32年度就労移行支援の利用者数	7人 (1.4倍)	第4期計画及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズを踏まえ、平成32年度末の就労移行支援利用者数を7人(1.4倍)とします。

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率【新規】

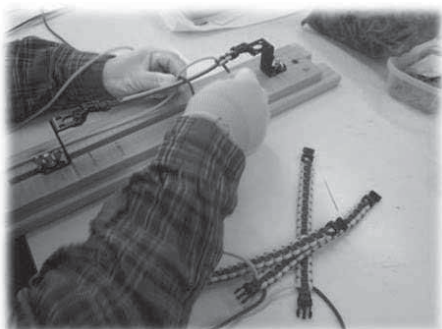
◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
就労移行支援の事業所ごとの移行率	—	市内の就労移行支援事業所数は0か所のため、計画期間中の目標設定は行いません。

(4) 就労定着支援による職場定着率【新規】

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
就労定着支援による職場定着率	80%	支援開始から1年後の職場定着率を80%とすることを基本とします。



5 障がい児支援の提供体制の整備【新規】

◇国の基本指針

項 目	平成32年度目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに各市町村に1か所以上設置 (圏域での設置可)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末までに各市町村で利用できる体制整備
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	平成32年度末までに各市町村で1か所以上確保 (圏域での設置可)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに各市町村で1か所以上確保 (圏域での設置可)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置

(1) 児童発達支援センターの設置

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	既存施設で機能確保	平成33年度以降(次期計画期間中)のセンター設置を目指し、それまでは既存の児童発達支援事業所と連携してセンター機能を確保します。センター設置を目指し、第1期計画期間中に関係機関との具体協議を進めます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—	児童発達支援センターの設置協議と併せて、第1期計画期間中に関係機関との具体協議を進めます。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	市内の児童発達支援事業所において重症心身障害児への支援を行っています。引き続き支援体制の充実を図ります。

(4) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存施設で機能確保	第1期計画期間については、重症心身障害児への支援機能が確保されている近隣市町の既存事業所においてサービスを提供していきます。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議の場の設置	1か所	設置準備に係る協議を含め、平成30年度末までに協議の場を設置します。



第3章 障がい福祉サービス等の実績と見込量

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における障がい福祉サービス等の目標量について、利用実績と本市の障がいのある人が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ、見込量を設定します。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院等の通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的にを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動介護などを行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・ 行動援護	実利用者数 (人)	68	83	91
	延利用時間 (時間)	1,624	1,666	1,911

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・ 行動援護	実利用者数 (人)	92	99	106
	延利用時間 (時間)	2,024	2,178	2,332

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年7人増とし、1人一月当たりの平均利用時間20時間により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市が給付を行っている訪問系サービスの事業所は6事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。介護者の高齢化や単身者の増加、また、福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の推進に伴い、訪問系サービスの利用量の増加が見込まれるため、必要量の確保に努めます。
- ・ ニーズにあった見込量を確保するため、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図ります。
- ・ 安定的にサービスが提供できるよう、事業所に研修情報を提供し、サービス内容の充実及び従事者確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	入所施設や病院を退所・退院者や特別支援学校* 卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所における作業や企業における実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません)
就労定着支援【新規】	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイト*などに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。



【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	実利用者数(人)	82	87	89
	延利用日数(日)	1,712	1,789	1,725
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人)	1	0	1
	延利用日数(日)	14	0	15
就労移行支援	実利用者数(人)	6	5	4
	延利用日数(日)	102	112	79
就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	31	39	40
	延利用日数(日)	616	813	812
就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	136	143	144
	延利用日数(日)	2,676	2,644	4,255
療養介護	実利用者数(人)	8	7	7
短期入所(福祉型)	実利用者数(人)	21	23	23
	延利用日数(日)	99	77	84
短期入所(医療型)	実利用者数(人)	1	2	2
	延利用日数(日)	4	5	6

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	実利用者数(人)	94	97	105
	延利用日数(日)	2,068	2,134	2,310
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	22	22	22
就労移行支援	実利用者数(人)	6	6	7
	延利用日数(日)	132	132	154
就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	43	46	50
	延利用日数(日)	946	1,012	1,100
就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	148	153	157
	延利用日数(日)	3,256	3,366	3,454
就労定着支援【新規】	実利用者数(人)	—	2	2
療養介護	実利用者数(人)	7	7	7
短期入所(福祉型)	実利用者数(人)	25	26	27
	延利用日数(日)	100	104	108
短期入所(医療型)	実利用者数(人)	2	2	2
	延利用日数(日)	6	6	6

【見込量の考え方】

- ・ 生活介護は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は平成31年度までは毎年3人増とし、平成32年度は新規事業所の参入が見込まれることから、8人の増を計上します。利用日数は1人一月当たり22日により計上します。
- ・ 自立生活訓練（機能訓練・生活訓練）は、第4期計画の実績から、利用者数は機能訓練0人、生活訓練1人を計上し、利用日数は1人一月当たり22日により計上します。
- ・ 就労移行支援は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は6人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり22日により計上します。
- ・ 就労継続支援A型は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年3人程度増とし、利用日数は1人一月当たり22日により計上します。
- ・ 就労継続支援B型は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年5人程度増とし、利用日数は1人一月当たり22日により計上します。
- ・ 就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労で移行した者の約1/3がサービスを利用すると見込みます。
- ・ 療養介護は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は7人を計上します。
- ・ 短期入所（福祉型）は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増、利用日数は1人一月当たり4日により計上します。医療型の利用者は2人とし、利用日数は1人一月当たり3日により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 生活介護は、市が給付を行っている事業所は26事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の推進に伴い、利用量の増加が見込まれます。新規事業所の参入が予定されているため、サービス事業所と連携を図り、利用者が希望に沿って利用できるよう支援を行います。また、医療的ケア・重症心身障がいにも対応した生活介護、基準該当事業所等の実施ができるよう働きかけを行います。

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労移行支援は、市が給付を行っている事業所は3事業所ですが、市内には事業所がなく、市外の事業所に通所している状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう近隣のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労継続支援A型は、市が給付を行っている事業所は3事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。今後も利用量の増加が見込まれるため、新規事業所の参入や定員増を働きかけるなどサービス提供体制の確保に努めます。また、A型からの一般就労への移行及び就労定着が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 就労継続支援B型は、市が給付を行っている事業所は21事業所で、うち6事業所が市内の事業所です。事業所の定員増が予定されていますので、サービス事業所と連携を図り、利用者が希望に沿って利用できるよう支援を行います。
- ・ 療養介護は、市が給付を行っている事業所は3事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労定着支援は、平成30年度から新規に提供されるサービスです。一般就労移行者の就労定着の利用を推進します。
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）は、市が給付を行っている事業所は福祉型が7事業所、医療型が1事業所で、うち市内の事業所は福祉型が1事業所、医療型は近隣に事業所がない状況です。介護保険サービス事業所を含め、サービス基盤の確保に努めます。

（3）居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助【新規】	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活介護 (グループホーム)	実利用者数(人)	35	35	35
施設入所支援	実利用者数(人)	45	45	45

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活介護 (グループホーム)	実利用者数(人)	35	36	37
施設入所支援	実利用者数(人)	45	44	43
自立生活援助【新規】	実利用者数(人)	0	1	1

【見込量の考え方】

- ・ 共同生活援助は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人の増を計上します。
- ・ 施設入所支援は、成果目標に基づき、利用者数は毎年1人の減を計上します。
- ・ 自立生活援助は、平成30年度からの新規サービスであるため、平成31年度から1人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 共同生活援助は、市が給付を行っている事業所は12事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の受け皿として重要なサービスでもあります。サービス事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 施設入所支援は、市が給付を行っている事業所は19事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。在宅で入所の順番待ちをしている状況ですが、待機者の現状を把握し、地域生活継続の可能性を検討するとともに、在宅サービス支援の充実に努めます。
- ・ 自立生活援助は、平成30年度から新規に提供されるサービスです。施設等からの一人暮らしへの移行が進むよう、相談支援事業所等と連携し、地域での生活の支援に努めます。

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実利用者数(人)	354	337	436
地域移行支援	実利用者数(人)	3	2	1
地域定着支援	実利用者数(人)	0	0	3

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実利用者数(人)	399	419	439
地域移行支援	実利用者数(人)	4	5	5
地域定着支援	実利用者数(人)	3	4	4

【見込量の考え方】

- ・ 計画相談支援は、第4期計画の実績及び第5期計画のサービス利用者数から、毎年20人の増を計上します。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、第4期計画の実績及び第5期計画の福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行を見込み、地域移行支援は毎年5人程度、地域定着支援は毎年4人程度を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 計画相談支援は、主に市内4事業所で計画を作成しています。引き続き、相談支援センター連絡会を通じて、相談支援専門員の質の向上、情報共有に努めます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、市内1事業所で実施しています。福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行が進むよう、サービス提供体制の確保に努めます。



2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画は0予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 平成28年度は牧之原市障害者自立支援ネットワーク（くらし部会）で、市民を対象に映画「みんなの学校」を上映し、平成29年度は交流機会の場づくりの検討を行い、理解啓発に係る取組を進めています。引き続き、障害者自立支援ネットワークでの取組を支援するとともに、理解を深めるためのパンフレット作成・配布や講演会の開催など、理解啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画は0予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 精神障がい者の家族会、身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強会等に対し、支援を継続していきます。

③ 相談支援事業

＜障害者相談支援事業＞

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

＜基幹相談支援センター等機能強化事業＞

基幹相談支援センター等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画に引き続き、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 相談支援事業は、市社会福祉課及び市内の3法人に委託して実施しています。障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応しています。相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、市と相談支援委託事業所との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- ・ 相談支援事業所の周知に努めます。

④ 基幹相談支援センター設置

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置について検討します。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画期間中の設置を目指した検討を行います。

【確保のための方策】

- ・ 市に基幹相談支援センターは設置していませんが、市社会福祉課の相談支援担当部署がその役割を持ち、相談支援体制の充実に努めてきました。相談の多様化・重層化により、困難事例への対応や相談員の質の向上が求められていることから、専門性を備えた「基幹相談支援センター」の設置について検討を行います。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携した支援を行うとともに、制度に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人)	0	2	0

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人)	1	1	1

【見込量の考え方】

- ・ 制度を必要とする人が見込まれることから、毎年1人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 制度の周知を図るとともに、市と相談支援事業所が連携して制度を必要とする人への利用支援に努めます。
- ・ 市の高齢者部局との連携を図り、情報共有を行います。

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の成年後見制度の活用を促進するため、関係機関と法人後見や市民後見に係る検討を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

【見込量】

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 法人後見、市民後見に係る検討を関係機関と進めます。

【確保のための方策】

- ・ 市民後見を見据えた法人後見の体制づくりについて、市の高齢者部局と社会福祉協議会等と連携して、地域の実情を踏まえた検討を進めます。

⑦ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。また、意思疎通のニーズを把握し、必要な派遣に向けた検討を行います。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	46	62	53
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	4	9	4

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	60	65	70
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	8	10	12

【見込量の考え方】

- ・ 平成28年の差別解消法施行により、今後も増加を見込み、手話通訳者の派遣件数は、毎年5人の増、要約筆記者の派遣件数は毎年2人の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 合理的配慮の促進を図るため、市のイベント等への手話通訳者や要約筆記者の積極的な活用に努めます。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者の登録を推進し、申請者の希望に応じた派遣が行えるように体制を整えます。

⑧ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	1	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	11	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	18	6	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,265	1,236	1,193
住宅改修費	支給件数 (件)	6	5	5
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,246	1,256	1,266
住宅改修費	支給件数 (件)	5	5	5
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績から、特に排せつ管理支援用具については今後も増加を見込み、毎年10件の増を計上します。その他の用具については、ほぼ横ばいで計上します。

【確保のための方策】

- ・ 利用者の申請により、在宅で生活するために必要な日常生活用具を支援しています。県のガイドラインに沿った用具等を給付・貸与し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援を行います。



⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	5	6	6
	実利用者数 (人)	51	49	51
	延利用時間 (時間)	826	817	820

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	6	6	6
	実利用者数 (人)	51	52	53
	延利用時間 (時間)	825	830	835

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績から、利用者数は毎年1人の増、利用時間数は1人平均利用時間16時間により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市が委託している事業所は6事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。障がいがある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービスの充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数 (箇所)	1	1	1
	実利用者数 (人)	15.3	15.5	15.5

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数 (箇所)	1	1	1
	実利用者数 (人)	16	16	16

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績から、利用者数は16人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市内で実施する「地域活動支援センターⅡ型」は、主に精神障がいのある人を対象とした創作的活動、社会参加の促進の場となっています。引き続き、事業を実施するとともに、身体障がいや知的障がいのある人を対象とした事業の実施について検討していきます。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	4	5	5
	延利用回数 (回)	210	226	252

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	6	7	8
	延利用回数 (回)	282	300	318

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績から、年間の利用者数は毎年1人増とし、延利用回数は毎年18回の増により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市内の2事業所に委託をしています。今後もサービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	7	8	8
	延利用者数 (人)	147	136	130

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	10	10	10
	延利用者数 (人)	135	135	135

【見込量の考え方】

- ・ 第4期計画の実績から、年間の延利用者数は、ほぼ横ばいで135人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 介護者のニーズに対応できるよう、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実利用者数(人)	18	23	19
	延利用日数(日)	193	194	188
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	47	77	82
	延利用日数(日)	745	880	856
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数(人)	77	82	83

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	実利用者数(人)	20	21	22
	延利用日数(日)	200	210	220
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	89	96	104
	延利用日数(日)	1,068	1,152	1,248
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援【新規】	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数(人)	86	90	93

【見込量の考え方】

- ・ 児童発達支援は、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人一月当たり10日により計上します。
- ・ 医療型児童発達支援は、市内にサービスを提供できる事業所がないため、利用者数は0人とします。
- ・ 放課後等デイサービスは、第4期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年7人程度増とし、利用日数は1人一月当たり12日により計上します。
- ・ 保育所等訪問支援は、市内にサービスを提供できる事業所がないため、利用者数は0人とします。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から新規に提供されるサービスです。市内にサービスを提供できる事業所がないため、利用者数は0人とします。
- ・ 障害児相談支援は、第4期計画の実績及び第5期計画のサービス利用者数から、毎年4人程度の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 児童発達支援は、市内の1事業所がサービス提供を行っています。今後もサービス事業所、市の健康推進課と連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 現在、市内に医療型児童発達支援事業所はありませんが、医療型ではない児童発達支援事業所で医療的ケアが必要な子どもの支援を提供することでサービスの補完をしています。引き続き、サービス事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 放課後デイサービスは、市が給付を行っている事業所は17事業所で、うち5事業所が市内の事業所です。事業所が増加したことで、利用者の希望に沿うサービス量を提供することができるようになってきました。引き続き、サービス事業所と連携を図り、支援の質の向上を求めています。
- ・ 保育所等訪問支援は、市内にサービスを提供できる事業所がありません。児童発達支援センター設置と一体的に整備できるよう働きかけを行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から新規に提供されるサービスです。市内にサービスを提供できる事業所がないため、必要量の見込みを検討し働きかけを行います。
- ・ 障害児相談支援は、市が給付を行っている事業所は主に2事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。事業所が不足しているため保護者のセルフプラン作成をお願いしている状況ですが、第5期計画期間中にはセルフプランなしでの計画作成率100%を目指します。

4 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

第5期計画で必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量を見込み、今後不足するサービス量に対して整備すべき基盤計画です。整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービス量については、障害保健福祉圏域[※]や県単位で考えていく必要があります。

項目		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護	医療的ケア無					1	20
	医療的ケア有					1	5
自立訓練（機能訓練）							
自立訓練（生活訓練）							
就労移行支援							
就労継続支援（A型）				1	15		
就労継続支援（B型）		2	20				
就労定着支援							
療養介護							
短期入所		1	5				
自立生活援助							
共同生活援助							
施設入所支援							
児童発達支援							
児童発達支援（医療型）							
放課後等デイサービス							
保育所等訪問支援							

※ 静岡県中部健康福祉センターで管轄している市町です。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。計画の目標達成のため、保健・医療・福祉・教育・就労等の障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所等で構成された「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」において定期的に牧之原市の取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、適切な進捗管理を行っていきます。**Plan**（計画）・**Do**（実施）・**Check**（評価・検証）・**Action**（改善）の一連の流れにより計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

2 計画の推進体制

（1）専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくため、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者等と相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、当事者と行政が連携して各種障がい者施策を推進していく体制づくりに努めます。

（2）圏域での連携

本計画を推進するためには、国や県、また近隣市町との連携が必要となります。「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」で決定した事項について、幅広い意見交換を図るとともに、圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図っていきます。